

令和2年12月23日

保護者様

クアラルンプール日本人学校
校長 神田 哲

条件付き活動制限令（CMCO）解除となった場合の学校再開予定について

平素より本校教育活動に御理解、御協力いただき、誠にありがとうございます。明日はオンラインでの終業式を行い、2学期を締めくくることとなります。これも保護者の皆様からの御支援の賜物であり、深く感謝申し上げます。

さて、現在マレーシア政府より発令されております条件付き活動制限令（CMCO）が12月31日をもって解除となれば、下記の予定で学校を再開いたします。なお、再開するにあたりましては、児童生徒の健康と安全・安心を最優先に考え、クアラルンプール及びスランゴール州プタリン地区の感染状況を考慮して判断します。

御理解の上、御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 学校再開日 1月8日（金） 通常登校

2 3学期の時程と下校時刻について

- ・ 8日（金）は、5校時授業と自習タイムを行い、全学年14時40分下校
- ・ 9日（土）、30日（土）は、土曜授業日
※4校時授業を行い、全学年12時10分下校
- ・ 11日（月）はバス別集会を行うため、全学年14時40分下校
- ・ 12日（火）以降は段階的な教育活動の再開Ⅳ期（通常教育活動）

学年	月		火		木		水・金	
	授業	下校時刻	授業	下校時刻	授業	下校時刻	授業	下校時刻
小1	5校時	13:45	5校時	13:45	5校時	13:45	6校時	14:40
小2	7校時	15:40						
小3								
小4～6 中学部								

3 その他

(1) 条件付き活動制限令（CMCO）の解除または延長による本校の対応につきましては、1月5日（火）に改めてお知らせいたします。

(2) 登校について

感染症の諸症状がある場合や、感染症予防のために欠席される場合等は出席停止となり、欠席扱いにはなりません。詳しくは、3枚目文書「学校再開時の感染症予防対応について」を御確認ください。

(3) 8日（金）の持ち物・時間割等について

7日（木）までに、各学年もしくは学級より、Google Classroom を通じてお知らせいたします。

(4) 学用品の持参について

授業で使用する学用品を必要最低限でお子様にお持ちいただきたいと思っております。毎週金曜日

には、全て持ち帰ることといたします。持参する学用品についての詳細は、各学年よりお知らせいたします。

(5) 買い弁の実施について

学校再開初日の8日(金)は買い弁の実施はありません。御家庭から弁当を持参してください。9日(月)から買い弁実施となりますので、御希望の場合はインターネットを通じて御予約の上、御利用ください。

また、CMCO の状況によって、学校再開日変更の可能性がございます。今後の CMCO の情報に御留意ください。

御不明な点、御質問がございましたら、学校代表メールへお願いします。

jskl2@jskl.edu.my

令和2年12月23日

保護者の皆様

クアラ Lumpur 日本人学校

校長 神田 哲

園長 松本 由美子

学校再開時の感染症予防対応について

保護者の皆様にはますます御清祥にてお過ごしのこととお喜び申し上げます。また、平素より本校の教育活動に御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、12月21日(月)からの学校再開に伴い、登校時の持ち物、現時点での本校における出席停止の取扱いについて再度お知らせいたします。御確認いただき、御理解、御協力の程よろしく願いいたします。

学校でも、感染予防対策として、登校時の検温、マスクの着用、手洗い・うがいの励行、手指消毒、換気の徹底、健康観察による健康管理等を行います。御家庭におかれましても、感染予防に心がけていただきますようお願いいたします。

【学校再開時の持ち物】 ※幼稚部は別途連絡あり

(1)健康観察表

(本人の体温や体調、保護者のサインを記入。健康観察表はホームページよりダウンロードしてください。)

(2)マスク2枚(予備も準備してください。)

(3)ビニール袋(一時的に外す時に保管する用・使い終わったマスクを持ち帰る用)

(4)清潔なハンカチ(毎日取り換えてください。)

(5)水筒(予備も含め、十分な量の水分を持たせてください。)

【出席停止の措置とするもの】 ※太字は12月14日(月)以降

(1)園児児童生徒に風邪の症状や 37.5 度以上の発熱がある場合(症状が改善した後2日を経過するまで)

(2)園児児童生徒に強い倦怠感や息苦しさ(呼吸困難)がある場合(症状が改善した後2日を経過するまで)

(3)医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合(期間は医師の指示に従う)

(4)園児児童生徒または同居家族が感染者と濃厚接触者と認定された場合(認定された日から10日間)

(5)同じコンドミニアム内で新型コロナウイルス感染者が発生した場合(発生確認後2日を経過するまで)

(6)日本より入国した場合(10日間 ※入国前に検査済みの場合は7日間)

※入国した同居している保護者や兄弟が自宅待機をしている場合も同様

(7)マレーシア政府から入国の制限をされている国から入国した場合(10日間 ※入国前に検査済みの場合は7日間)

※入国した同居している保護者や兄弟が自宅待機をしている場合も同様

(8)上記以外にあって、保護者や本人が出席することに不安を感じた場合

※出席停止の場合は、ホームページに掲載の「健康観察表」に出席停止期間の健康状態を記録し、登校する時に持参し担任へ提出する